

人材育成・情報・ノウハウ等の支援

1 市町村職員研修の支援

(1) 現状と課題

市町村職員研修は、市町村自らが企画立案し実施すべきものである。ただ、県職員の知識、業務上の情報・ノウハウの中で、市町村職員の研修に役立つものも多い。市町村職員の研修に協力することにより、研修効果が上がれば、市町村職員の能力向上、ひいては行政運営の自主性・自律性の拡大に資する。

市町村職員の研修については、現在、主に以下のような形で実施している。

- ・財団法人愛知県市町村振興協会研修センターによる研修
 - * 名古屋市を除く市町村が対象
- ・各市町村単独又は地域等での共同研修
- ・市町村から県への実務研修生の受入れ
- ・県自治研修所が実施する合同研修
- ・業務に関連して県の各部局が実施する合同研修等

【財団法人愛知県市町村振興協会研修センターによる研修】

愛知県市町村職員研修会が、昭和35年に愛知県、愛知県市長会及び愛知県町村会の3者により設立され、平成14年3月まで42年間活動、平成14年4月から、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の施行に伴い、同研修会が実施してきた研修事業を財団法人愛知県市町村振興協会へ移管し、新たに、財団法人愛知県市町村振興協会研修センターとして発足し、市町村職員を対象に研修を実施している。

[研修センター研修受講者の状況]

年度	一般研修	専門研修	特別研修	派遣研修	計	コース数
S58	1,381名	858名	-	-	2,239名	20コース
H5	2,218名	474名	247名	-	2,939名	23コース
H17	3,713名	1,597名	142名	9名	5,461名	33コース

(財)愛知県市町村振興協会研修センター平成18年度研修概要

こうした研修センターの研修に対し、県は講師の派遣等で協力している。かつては、研修会の運営にも深く関わっていたが、地方分権の観点から、

市町村の自主性・自律性に委ねる方向である。

[研修センター等への県職員(兼務を含む)配置状況]

年 度	H 5 ~ H 13	H 14 ~ H 16	H 17 ~ H 18
人 数	7 ~ 8 名	3 名	1 名

[市町村から研修センターへの職員派遣状況]

年 度	人 数	派遣団体	
		市	町村
S58 ~ S60	2 名	1 名	1 名
S61 ~ H 5	4 名	2 名	2 名
H 6 ~ H17	6 名	3 名	3 名
H18	6 名	4 名	2 名

(財)愛知県市町村振興協会研修センター平成 18 年度研修概要

【各市町村単独又は地域等での共同研修】

各市町村は、研修センター等によらない市町村単独実施研修も企画・実施している。

しかしながら、市町村により、研修に対する力の入れ方に差がある。

また、地域等での共同研修については、県内 11 地区の研修協議会が主体となって、研修センターから講師の派遣、交付金の交付を受けて毎年実施している。

・平成 17 年度市町村単独研修実績

市 平均 18 コース、延べ開催数 37 回

町村 平均 4 コース、延べ開催数 8 回

一部研修について、研修センター職員講師の派遣等実施しているが、基本は、市町村の自主的な取組である。

[市町村の単独実施研修の状況(平均値)]

	市町村の単独実施研修(千円)		職員一人当たり額(円)	
	H17 年度決算見込	H18 年度当初予算	H17 年度決算見込	H18 年度当初予算
市	4,362	5,442	3,534	4,500
町村	801	824	3,503	3,675
計	3,018	3,578	3,531	4,408

(財)愛知県市町村振興協会研修センター平成 18 年度研修概要

【市町村から県への実務研修生の受入れ】

実務研修生制度は昭和48年に発足し、県の日常の事務に従事しながら研修することにより、職務に関連した知識・技能の習得や地方行政を進めるうえでの視野の拡大などを図ることが目的である。「愛知県市町村等実務研修生設置要綱」に基づき、平成18年度までに34市26町村11一部事務組合から計984名の実務研修生を受入れている。当制度は市町村に幅広く認知されている。

- ・概ね35歳未満、3年以上の実務経験、研修期間は1年
- ・年2回実務研修生合同研修会の実施。

市町村からは、知識・技能の修得はもとより、人材ネットワークの構築などに効果があるという評価を概ね得ているが、今後は定員削減等から派遣する余裕がなくなる可能性もある。

【県自治研修所が実施する合同研修】

県自治研修所で実施している研修事業のうち、講演会や会計学研修など、一部の特別研修については、研修センターとの共催により、県職員及び市町村職員合同で毎年実施している。

また、特別研修の政策研究セミナーにも平成16年度から市町村職員が参加している。なお、政策研究セミナーについては、多様化する地域の実情や特性を踏まえた政策課題の発見と解決のための理論と手法を習得するために平成9年度から開講している。

【業務に関連して県の各部局が実施する合同研修等】

県の各部局では、様々な業務に関連する研修を毎年開催している。そのうち、県職員のみならず、市町村職員も対象とする研修は70件以上に及び、合同研修の形態をとっている。例えば、公務災害事務研修会、不動産評価事務新規研修、徴収事務新規研修、県民相談研修会、市町村交通事故相談員研修会、消費生活相談員等全体研修会等がある。

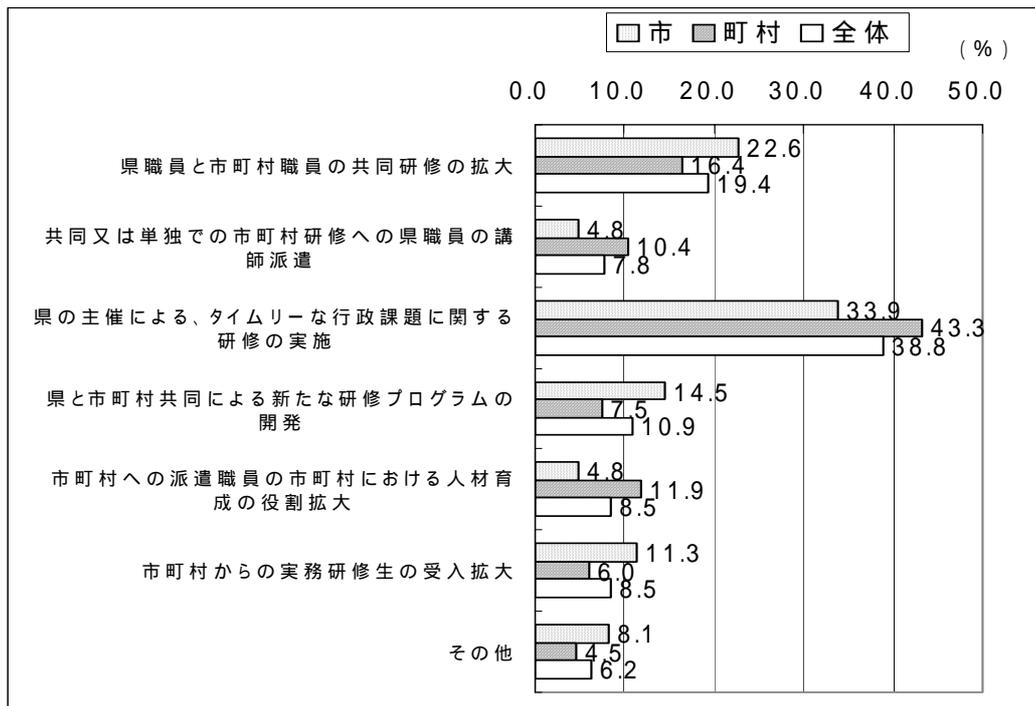
また、市町村職員のみを対象とする研修では、権限移譲の際に実施する研修等がその一例であり、電気用品安全法研修、火薬類取締法研修、医療法研修、農地法研修、土地改良法研修、屋外広告物法等研修、水道法研修等がある。

- これら市町村職員の研修について、具体的な課題は以下のとおりである。
- ・市町村職員研修には既に相当の蓄積があり、県も相応の支援を行っているが、より効果や効率を高めるためには、工夫の余地が残されている。

たとえば、急に生じた行政課題にすばやく対応するための、タイムリーな研修の仕組みの構築が必要である。

- ・なお、市町村に人材育成について県に期待することを聞いたところ、全体で「県の主催による、タイムリーな行政課題に関する研修の実施」の38.8%が最も高く、次いで「県職員と市町村職員の共同研修の拡大」の19.4%となっている(「市町村の自律拡大に関するアンケート調査」)。

図 人材育成について県に期待すること(構成比)



- ・比較的順調に市町村職員研修が充実してきたが、今後さらに充実していくためには、これらの課題を解決しつつ、より有効な取組を考えることが必要である。

(2) 基本方針(自律拡大の視点)

市町村の自主的な研修に積極的に協力する。

研修ニーズにより、的確に対応できる仕組みづくりや、市町村の研修能力の向上を支援する。

県・市町村に共通する分野、双方にメリットや刺激のあるものについては、合同研修を実施する。

(3) 取組事項

項 目	実施時期	内 容
< 既存の取組 >		
研修センター研修への協力	継続実施	・講師のあっせん・派遣や研修センターの運営に対する協力を継続する。
市町村実務研修生の受入れ	継続実施	・合同研修会等を通じて、制度運用の充実を図りながら、現行制度に基づき継続実施する。
県・市町村合同研修等の実施	継続実施	・現在実施している合同研修等を継続する。 今後、県・市町村に共通の分野について、合同研修等を実施する。
< 新規の取組 >		
市町村のニーズに即応する研修の支援	19年度以降	・市町村において新たに生じた行政課題について、市町村が共同でタイムリーな研修を企画・実施する場合、県において、窓口を設け相談や講師のあっせんを円滑化する。
市町村講師養成研修への協力	19年度以降	・市町村独自の研修の際に講師となる市町村職員を養成する研修に、県職員を講師として派遣する(地方自治法、地方公務員法)。